議案第31号

山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部 を改正する条例の制定について

山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改 正する条例を次のように定める。

平成27年2月20日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部 を改正する条例

山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成17年山陽小野田市条例第168号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「水火災の場合 1回につき 6,500円 警戒の場合 1回につき 6,500円 」を

「水火災の場合 1回につき 7,000円

警戒の場合 1回につき 7,000円 」に改める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表

改正後 前 改正 (費用弁償) (費用弁償) 第13条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合 第13条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合 においては、次により費用弁償を支給する。ただし、出動時 においては、次により費用弁償を支給する。ただし、出動時 間が5時間を超える場合は、5時間を超えるごとにその額の 間が5時間を超える場合は、5時間を超えるごとにその額の 5割相当額を増額する。 5割相当額を増額する。 水火災の場合 1回につき 6,500円 水火災の場合 1回につき 7,000円 警戒の場合 1回につき 7,000円 警戒の場合 1回につき 6,500円 訓練その他の公務に従事した場合 1回につき 訓練その他の公務に従事した場合 1回につき 5,300円 5, 300円 機械器具手入れ 1回につき 1,200円 機械器具手入れ 1回につき 1,200円 2 · 3 2 · 3 (略) (略)